

## 平成29年第4回高松市議会定例会提出予定議案

### 1 平成29年度高松市一般会計補正予算（第2号）

現行予算額	166,077,857千円
補正額	1,169,773千円
補正後	167,247,630千円

### 2 平成29年度高松市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

現行予算額	39,166,743千円
補正額	69,911千円
補正後	39,236,654千円

### 3 平成29年度高松市病院事業会計補正予算（第1号）

現行予算額	17,179,536千円
補正額	0千円（債務負担行為のみ補正）
補正後	17,179,536千円

### 4 平成29年度高松市水道事業会計補正予算（第1号）

現行予算額	14,634,021千円
補正額	41,971千円
補正後	14,675,992千円

## 5 高松市屋島山上観光駐車場条例の制定について

高松市屋島山上観光駐車場（以下「駐車場」という。）の設置に伴い、制定するもの

- (1) 屋島の山上を訪れる観光客及び市民の利便を図るため、駐車場を設置するもの
- (2) 駐車場の使用時間を午前零時から午後12時までとし、入出場時間は規則で定めることとするもの
- (3) 駐車場を使用することができる車両の種類は道路交通法に規定する普通自動車等とし、その大きさは規則で定めることとするもの
- (4) 駐車場の使用料は、1日1回1台につき積載物を含め、長さ5.5メートル、幅2メートル以下の自動車は300円、積載物を含め、長さ5.5メートル又は幅2メートルを超える自動車は1,200円、二輪車及び原動機付自転車は200円、自転車は無料とし、駐車時間が20分未満である場合は無料とするもの
- (5) 回数駐車券を発行することができることとするもの
- (6) 使用料は、出場のときに使用者から徴収することとし、回数駐車券による場合は発行するときに徴収することとするもの
- (7) 原則として、使用料は返還しないこととするもの
- (8) 緊急自動車については、使用料を徴収しないこととするもの
- (9) 市長が必要があると認めるときは使用料を減免することができることとするもの
- (10) 同一の車両を引き続き7日を超えて駐車させることができないこととするもの
- (11) 駐車場の使用の制限について定めるもの
- (12) 駐車場内における禁止行為について定めるもの
- (13) 市長が必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の使用を休止することができることとするもの
- (14) 駐車場の施設等を損傷等した場合の損害賠償について定めるもの
- (15) 詐欺その他不正な行為により使用料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処するものとするもの
- (16) 駐車場を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとするもの
- (17) 所要の経過措置を講ずるもの

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行(3)の一部及び(4)の一部は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行(16)は公布の日から施行

## 6 高松市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

〔 公布の日から施行 〕

行政財産を無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができることとするため、改正するもの

- (1) 行政財産を普通財産と同様に、無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができることとするもの

## 7 高松市市税条例等の一部改正について

地方税法等の一部改正に伴い、改正するもの

### (1) 高松市市税条例の一部改正

#### ア 軽自動車税の環境性能割及び種別割に共通するもの

- (ア) 環境性能割の納税義務者等について規定し、軽自動車税の規定を種別割の規定に変更するもの
- (イ) みなす課税について定めるもの
- (ウ) 所要の規定整備をするもの
- (エ) 所要の経過措置を講ずるもの

#### イ 軽自動車税の環境性能割に関するもの

- (ア) 納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金について、環境性能割額を加えるもの
- (イ) 課税標準
- (ウ) 税率
- (エ) 徴収の方法
- (オ) 申告納付
- (カ) 不申告等に関する過料
- (キ) 減免
- (ク) 賦課徴収の特例
- (ケ) 減免の特例
- (コ) 申告納付の特例
- (サ) 徴収取扱費の交付
- (シ) 税率の特例
- (ス) 所要の経過措置を講ずるもの

H31.10.1から  
施行  
(1)エ、オ、カは公布の  
日から施行

ウ 軽自動車税の種別割に関する次の事項について、軽自動車税の規定を種別割の規定に変更等するもの

- (ア) 課税免除
- (イ) 税率
- (ウ) 賦課期日及び納期
- (エ) 徴収の方法
- (オ) 申告又は報告
- (カ) 不申告等に関する過料
- (キ) 減免
- (ク) 障害者に対する減免
- (ケ) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等
- (コ) 納税証明書の交付
- (サ) 税率の特例
- (シ) 所要の規定整備をするもの
- (ス) 所要の経過措置を講ずるもの

エ 軽自動車税の税率の特例措置（グリーン化特例）について、対象となる軽自動車を見直し、適用期限を2年間延長するもの

オ 軽自動車税の賦課徴収の特例について定めるもの

カ エ、オに係る所要の経過措置を講ずるもの

(2) 高松市市税条例の一部を改正する条例（平成26年高松市条例第31号）の一部改正

ア 軽自動車税の規定を種別割の規定に変更等するもの

(3) 高松市市税条例の一部を改正する条例（平成27年高松市条例第35号）の一部改正

ア 読替規定について、軽自動車税の環境性能割の申告書を加える等するもの

## 8 高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例の一部改正について

〔 H 3 0 . 4 . 1 から施行 〕

一般廃棄物処理手数料を改定するため、改正するもの

(1) 市長の指定する施設（高松市南部クリーンセンター及び高松市西部クリーンセンター）に搬入された一般廃棄物のうち、缶・びん・ペットボトル以外の一般廃棄物の処理手数料を次のとおり改定するもの

	現 行	改定後
100kgまで	1,590円	→ 1,600円
100kg超の場合の20kgまでごと	310円	→ 320円

9 高松市中小企業勤労者福祉共済条例の一部改正について

〔 公布の日から施行 〕

高松市中小企業勤労者福祉共済事業運営審議会の構成員を見直すため、改正するもの

- (1) 高松市中小企業勤労者福祉共済事業において実施していた生活資金等の貸付事業による貸付金の償還の完了に伴い、高松市中小企業勤労者福祉共済事業運営審議会の委員から金融機関職員を削るもの

10 高松市駐車場条例の一部改正について

〔 公布の日から施行 〕

道路交通法の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 道路交通法における自動車の区分に新設された「準中型自動車」を、高松市立杣場川駐車場を使用することができる自動車に加えるもの
- (2) (1)に伴い、高松市立杣場川駐車場における使用料に係る自動車の区分を見直すもの
- (3) 所要の規定整備をするもの

## 11 高松市手数料条例の一部改正について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正に伴い、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の申請等に係る審査手数料を徴収するため、改正するもの

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行

- (1) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の申請及び登録事項の変更の届出に係る審査手数料の額を次のとおり定めるもの

### ア 登録の申請に係る審査手数料

戸数	単位	金額
1	1件	7,000円
2～4	1件	8,000円
5～9	1件	10,000円
10～19	1件	12,000円
20～29	1件	13,000円
30～39	1件	14,000円
40～49	1件	15,000円
50～99	1件	17,000円
100～	1件	22,000円

### イ 登録事項の変更の届出に係る審査手数料

追加する戸数	単位	金額
1～4	1件	1,000円
5～9	1件	3,000円
10～19	1件	5,000円
20～29	1件	6,000円
30～49	1件	7,000円
50～99	1件	10,000円
100～	1件	15,000円

## 12 高松市水道施設再生可能エネルギー発電設備維持管理基金条例の制定について

〔 公布の日から施行 〕

水道施設に設置する再生可能エネルギー発電設備（以下「設備」という。）の維持管理及び更新に必要な資金を積み立てることを目的とした高松市水道施設再生可能エネルギー発電設備維持管理基金（以下「基金」という。）を設置するため、制定するもの

- (1) 設備の維持管理及び更新に必要な資金を積み立てるため、基金を設置することとするもの
- (2) 用語の意義について定めるもの
- (3) 基金として積み立てる額は、設備を用いて発電した電気のうち、当該水道施設において消費することができなかつたものを売り払うことにより得た収入の額とするもの
- (4) 基金は、上下水道事業管理者が管理し、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実で有利な方法により保管し、必要に応じ最も確実で有利な有価証券に代えることができることとするもの
- (5) 基金の運用から生ずる収益は、この基金に繰り入れることとするもの
- (6) 基金は、設備の維持管理及び更新に必要な資金に充てる場合に限り、処分することができることとするもの
- (7) 委任について定めるもの

## 13 財産の取得について

屋島活性化推進事業に係る用地等を取得するもの

- (1) 取得金額 789,751,432円
- (2) 相手方 屋島ドライブウェイ株式会社

## 14 高松市過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法に基づき定めた高松市過疎地域自立促進計画の一部を変更するもの

- (1) 塩江美術館の建物及び空調設備に係る改修事業を実施するため、議会の議決を求めるもの

**15 高松市の区域内に新たに生じた土地の確認について**

香川県が緑地として造成した埋立地を確認するもの

(1) 埋立場所

高松市香西北町747番8から同町747番10を経て同町747番5に至る間の地先  
公有水面

(2) 埋立面積

81,686.40㎡

**16 町の区域の変更について**

前記埋立地を香西北町の区域に編入するもの

**17 工事請負契約について**

西部クリーンセンター破碎施設基幹的設備改良工事

(1) 契約の方法 随意契約

(2) 契約金額 1,004,400,000円

(3) 相手方 日立造船株式会社

**18 工事請負契約について**

史跡高松城跡桜御門復元整備工事

(1) 契約の方法 一般競争入札

(2) 契約金額 280,584,000円

(3) 相手方 株式会社安藤・間四国支店

**19 香川県広域水道企業団の設置について**

香川県及び香川県内の8市8町が、水道事業及び工業用水道事業の経営に関する事務等を共同処理するため、協議により規約を定め、香川県広域水道企業団を設置するもの

## 20 専決処分の承認について

高松市宮脇町姥ヶ池墓地において発生した石垣崩落による墓石損傷事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、早急に相手方への補償を行うため、8月2日に専決処分を行ったことの承認を求めるもの

### (1) 損害賠償の額

金5,243,000円

### (2) 和解の内容

ア 過失割合は、市10割とする。

イ 市は、相手方物件の損傷に係る損害額524万3,000円を相手方に支払うものとする。

ウ 相手方及び市は、今後、本件に関して、一切の債権債務関係の存しないことを確認する。

## 21 専決処分の承認について

公用車の交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、早急に相手方への補償を行うため、8月15日に専決処分を行ったことの承認を求めるもの

### (1) 損害賠償の額

金1,312,023円

### (2) 和解の内容

ア 過失割合は、市10割とする。

イ 車両の損傷に係る損害額は既に支払済みであるため、今回、市は、相手方の負傷に係る責任額として、治療費68万3,213円及び慰謝料等62万8,810円の合計131万2,023円を相手方に支払うものとする。

ウ 相手方及び市は、今後、本件に関して、裁判上又は裁判外において、一切異議又は請求の申立てをしない。

## 22 平成28年度高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算について

平成28年度高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定を求めるもの

## 23 平成28年度高松市病院事業会計決算について

平成28年度高松市病院事業会計決算の認定を求めるもの

## 24 平成28年度高松市水道事業会計決算について

平成28年度高松市水道事業会計決算の認定を求めるもの

## 25 平成28年度高松市下水道事業会計決算について

平成28年度高松市下水道事業会計決算の認定を求めるもの

### (報告)

- 1 平成28年度高松市健全化判断比率及び資金不足比率
- 2 債権の放棄